

中分類 30 — ゴム 製品 製造業

總 説

この中分類は天然ゴム、合成ゴム、ガタパーチヤ、パウダゴム及びガタシヤック等からあらゆる種類のゴム製品すなわちタイヤ、ゴム靴、工業用ゴム製品、ゴム引布、ゴム雑貨等を製造する事業所をいい、再生ゴム、更新タイヤ、再生タイヤの製造に從事する事業所も本分類に含まれる。自己の事業所において製造したゴム引布からゴム引布製品を製造する事業所は本分類に含まれるが、購入したゴム引布からゴム引布製品を製造する事業所は中分類 23— 衣服及び身廻品製造業に分類される。

小分類番號	細分類番號	説明
301	3011	タイヤ及びチューブ製造業 タイヤ及びチューブ製造業 あらゆる型の車の空氣入タイヤ、チューブ及びソリッドタイヤの製造に從事する事業所をいう。但し、再生タイヤ、更新タイヤ製造業は小分類 305— タイヤ修理卸賣業に分類される。 ○タイヤ製造業；チューブ製造業 ×タイヤ再生卸賣業
302	3021	ゴム靴製造業 ゴム靴製造業 主として総ゴム靴、防水布靴、地下足袋、ゴム底布靴等の製造に從事する事業所をいう。又、ゴム底、ゴム踵その他のゴム靴製造部品及び附屬品の製造に從事する事業所も本分類に含まれる。但し、古タイヤ、古チューブ等から草履裏、靴底等を製造する事業所は細分類 3041— 脊ゴム製品製造業に分類される。 ○ゴム靴製造業；地下足袋製造業；ゴム靴底製造業（踵を含む） ×草履裏製造業（古タイヤ、古チューブのもの）；靴底製造業（古タイヤ、古チューブのもの）。
303	3031	再生ゴム製造業 再生ゴム製造業 購入した古タイヤ、脊ゴムその他のゴムから再生ゴムの製造に主として從事する事業所をいう。 主として古タイヤ、脊ゴムその他のゴムを集め販賣することを目的とし、再生ゴムの製造を行わない事業所は大分類 G— 商業に分類される。

中分類30—ゴム製品製造業

- 屑ゴム再生業
×古ゴム兎販賣業
- 304 脊ゴム製品製造業
- 3041 屑ゴム製品製造業
古屑ゴムを利用して、古屑ゴム製品の製造に從事する事業所をいう。主な製品は古タイヤ、チューブを打ち抜いて造る革履裏、靴底のようなものである。再生ゴム製品製造業は本分類に含まれない。
- 古タイヤ、チューブ製品製造業（靴底、革履裏、ゴム紐等）
×再生ゴム製品製造業
- 305 タイヤ修理卸賣業
- 3051 タイヤ修理卸賣業
主として再生タイヤ、更新タイヤの製造に從事する事業所をいう。但し、主としてタイヤの修理を行う事業所は大分類 K—サービス業に分類される。
- 再生タイヤ製造業；更新タイヤ製造業
×タイヤ修理業（修理品を卸賣しないもの）
- 309 その他のゴム製品製造業
- 3091 工業用ゴムベルト、ゴムホース及び工業用ゴム製品製造業
主として工業用のゴムベルト及びゴムホース及び工業用ゴム製品の製造に從事する事業所をいう。その製品の主なものはVベルト、平ベルト、コンベア及びエレベーターベルト、ケミカルホース、エアーホース、酸素用ホース、オイルホース、パッキング、工業用チューブ、工業用ゴム袋、ゴムロール、自動車用ゴム部品である。
- ゴムベルト製造業；コンベヤーベルト製造業（ゴムのもの）；ゴムパッキング製造業；工業用チューブ製造業；工業用ゴム袋製造業；ゴムロール製造業；自動車用ゴム部品製造業；ゴムホース製造業；ホース製造業（ゴム製のもの）。
- 3092 タイヤ及びチューブ補修材料製造業
主としてタイヤ、チューブの補修材料の製造に從事する事業所をいう。その製品の主なものは補修用ゴム布、未加硫コードパッチ、チューブパッチ等である。
- ゴム布製造業（補修用のもの）；コードパッチ製造業；チューブパッチ製造業；再生タイヤ、チューブ用紡生地製造業。
- 3093 ゴム引布及びゴム引布製品製造業
主としてゴム引布の製造に從事する事業所及びこれら自己の事業所において製造したゴム引布から漁夫用防水衣、レインコート、潜水服等ゴム引布製品の製造に從事する事業所をいう。購入したゴム引布からゴム引布製品を製造する事業所

中分類30—ゴム製品製造業

は中分類 23— 衣服及び身廻品製造業に分類される。

○ゴム引布製造業; ゴム引布製品製造業 (ゴム引布製造の一貫作業によるもの);

防水衣製造業 (ゴム引布製造の一貫作業によるもの)

×ゴム引布製品製造業 (購入したゴム引布によるもの)

3099 他に分類されないゴム製品製造業

他に分類されないゴム製品の製造に從事する事業所をいう。

○醫療用ゴム製品製造業; 衛生ゴム製品製造業; 育児用ゴム製品製造業; ゴム糊
製造業。